委 託 契 約 書 案(案)

1. 委託業務の名称

令和7年度(2025年度)沖縄県地域おこし協力隊支援業務委託

- 2 委託期間 着手 令和7 (2025) 年 月 日 完了 令和8 (2026) 年3月14日
- 3 契約金額 金 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税相当額 金 円)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、非課税額を除く契約額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

なお、消費税及び地方消費税額は、税率に変更がある場合は甲乙協議のうえこれ を改定する。

4 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の規定による。

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城康裕(以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。)

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を 締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保 有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 玉城 康裕

Z

(総則)

第1条 乙は、別添「令和7年度(2025年度)沖縄県地域おこし協力隊支援業務委託仕 様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、上記の契約金額及び委託期間内で頭 書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

- 第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)を契約締結の日より5日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
 - (1)事業の内容
 - (2) 実施方法
 - (3) 実施体制
 - (4) 実施スケジュール
 - (5) 経費積算内訳
- 2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施し なければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画の変更)

- 第3条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。
- 2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書を甲に提出 し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を 及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって 変更契約が締結されたものとみなす。
- 4 乙から申請があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を 乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

- 第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。
 - (1) 契約金額、委託期間の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部 の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更申請書を速やか に甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第 11 条第 1 項 1 号た だし書に定める流用のときは、この限りではない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費 の項目のそれぞれについて 20%を超えて流用しようとする場合は、甲の承認を得る ことによって変更契約が締結されたものとみなす。

(権利義務の譲渡)

- 第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでは ない。
- 2 乙は、成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。) を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、 あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

- 第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせ てはならない。
- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請 負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の企画提案型公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせ てはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の 行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はそ の損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。 これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害 について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(著作権の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象と なっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に 関して責任を負うものとする。

(中間報告)

第8条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間 報告書2通(正1通、副1通)を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

- 第9条 乙は、委託業務が完了したときは(第18条、第19条又は第20条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日)、速やかに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を作成し、成果物を添付して甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(委託費の経費区分)

第 10 条 委託費の経費区分は別表のとおりとする。

(委託業務の内容の変更等)

- 第 11 条 乙は次の各号の一に該当する場合はあらかじめ甲に変更を申請し、その承認 を受けなければならない。
 - (1)委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く(人件費への流用を除く)
 - (2) 実施計画の内容を変更しようとするとき。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 12 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施 状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備)

- 第 13 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確 に記載しておかなければならない。
- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、 その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書(相見積を含む。)、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度(甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。)の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(検査)

- 第 14 条 甲は、第 9 条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受理したと きは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所(乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ。)に職員を派遣し、当該委託業務に係る実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査 場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、 委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で 派遣するものとする。

- 5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第2項の検 査に立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 6 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日 から起算して5年間とする。

(額の確定)

- 第15条 甲は、前条第1項及び第2項の検査の結果、第8条及び第9条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し(以下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。)、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い 額とする。

(委託費の請求及び支払)

- 第 16 条 乙は、前条第 1 項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払 いを受けようとするときは、概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認 めたときこれを支払うことができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、これを乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であると 認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものと する。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求 書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

(成果物の帰属)

- 第17条 本件業務に基づき、乙が甲のために作成した成果物(中間成果物を含む。)に係る著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得しまたは登録等を出願する権利は、甲に帰属するものとし、当該成果物の著作権には著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を含むものとする。
- 2 受託者は、成果物その他本件業務の過程で作成された著作物について、著作者人 格権を行使しないものとする。

(甲の解除権)

- 第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除 することができる。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがない ことが明らかであると認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
 - (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求す

ることができる。

(乙の解除権)

- 第 19 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第 20 条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

- 第21条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものする。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設等に立ち入ることができるものとする。
- 3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表すること ができるものとする。
- 4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものする。
- 5 契約者のうち特定の者が第1項から第3項の規定に該当するときは、本条の規定 に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、 別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞)

- 第23条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては違約金は徴収しない。
- 2 前項の違約金は、契約代金支払いのときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(危険負担等)

第24条 第18条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務(以下「解除部分」という。)に係る経費の支払義務を免れるものとする。

- 2 第 19 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は 一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れる ものとする。
- 3 第 20 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は 一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れる ものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(賠償責任)

第25条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇 用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

- 第26条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約不適合責任)

第27条 甲は、第9条の成果物の提出を受けたときから2年以内に限り、乙の責めに帰すべき瑕疵の補修を求めることができる。

(存続条項)

- 第28条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第18条、第19条若しくは第20条の 規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項について は、引き続き効力を有するものとする。
 - (1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。 第13条第4項、第14条第6項
 - (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第5条

(契約解除)

- 第29条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第30条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければらならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当 介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させると ともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上 必要な協力を行うものとする。

(その他定めのない事項等の取扱)

第 32 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

令和7年度(2025年度)沖縄県地域おこし協力隊支援業務委託 経費区分表

別表

経費区分	金額	備考
1. 直接人件費	円	
2. 直接経費	円	うち再委託費 円
小計(1+2)	円	うち再委託費 円
3. 一般管理費	円	小計(1+2) ※再委託費除く の10%以内とする。
小計(1+2+3)	円	
4. 消費税及び地方消費税	円	税率 10%以内
合 計	円	

※委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、契約書 11 条の規定により甲の承認を受けるものとする。ただし、各配分額の 20%以内の流用増減を除く(人件費への流用を除く)